

看護功労者知事表彰実施要領

第1 趣旨

長年にわたり看護業務に精励し、顕著な功績があった保健師、助産師、看護師及び准看護師に対し、知事が表彰を行い、その労苦に報いることにより、その活動の一層の助長を図り、もって保健衛生の向上発展に資することを目的とする。

第2 表彰の対象者

表彰の対象者は、現に保健師、助産師、看護師又は准看護師として就業している者で原則として次の各号に該当するもの（過去において、叙勲、勲章、厚生労働大臣又はこの要領による知事表彰を受けた者を除く。）とする。

- (1) 保健師、助産師、看護師又は准看護師として県内で15年以上就業している者
- (2) 表彰する年の4月1日において50歳以上の者
- (3) 就業状況が勤勉であり、かつ、人格が高潔であって他の範となる者
- (4) 看護業務の遂行、看護業務の改善、看護技術の向上又は看護関係者の育成指導等について功績顕著な者

第3 被表彰候補者の推薦

被表彰候補者を推薦しようとする施設・団体等の長は、推薦書(様式1-1)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 推薦調書(様式1-2)
 - (2) 履歴書(様式2)
 - (3) 功績調書(様式3)
 - (4) 保健師免許証、助産師免許証、看護師免許証又は准看護師免許証の写し
- 2 施設・団体等による推薦がない場合であっても、看護業務に精励するとともに、本県における医療政策の目的の達成に寄与し、その功績が特に顕著であると認められる者については、当該医療政策の担当課(室)長が推薦することができる。この場合においては、1に掲げる書類を知事に提出するものとする。

第4 被表彰者の決定

被表彰者は、推薦のあった者の中から、奈良県福祉保険部知事表彰等審査委員会において審査の上、知事が決定する。

第5 表彰の時期

表彰の時期は、知事が別に定める。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、表彰について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。